平成29年度
定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）…… 1
会計監査人に関する事項…… 6
新株予約権の状況…… 7

■連結計算書類

セグメント情報（ご参考）……10
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）……11
注記……13

■計算書類

注記……34

本記載事項（（ご参考）を除く）は、監査役及び会計監査人が
監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

三菱商事

■事業報告

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

（会社法第362条第4項第6号）

三菱商事は、子会社を含めた三菱商事グループ全体として、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、平成29年5月9日の取締役会において、内部統制システム構築に係る基本方針（会社法施行規則第100条第1項、第3項に沿って列挙）を以下のとおり決議し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。

〈内部統制システム構築に係る基本方針〉

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行における情報の管理責任者や方法などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、情報の作成・処理・保存などを適切に行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの類型、類型ごとの管理責任者や方法、体制などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じた必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクを企業集団ベースで適切にコントロールする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 社長は、企業集団ベースでの経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定の上、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。

(2) 組織編成・職務分掌・人事配置・権限に関する基準・要領などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程などの整備を促進することにより、効率性を確保する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の行動規範、全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度などを社内規程で定め、周知の上運用の徹底を図り、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、企業集団ベースでのコンプライアンス体制を実現する。

(2) 会計組織単位ごとの責任者の設置、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、企業集団ベースでの財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

(3) 内部監査の体制・要領などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、各組織・子会社の職務遂行を客観的に点検・評価し改善する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団ベースで基本方針を策定するとともに、子会社・関連会社ごとに管理責任者、管理上の重要事項、管理手法、株主権の行使などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図る。また、その管理責任者は、子会社の取締役等の職務の執行に関する状況等につき、親会社として必要な報告を受け、子会社の定量・定性的な状況・課題を把握する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務の執行を補助するために、独立した専任の組織を設ける。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助者は、他部署を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うことで、監査役の指示の実効性を確保する。

9. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。

(2) 著しい損害の発生のおそれがある場合の監査役への報告の責任者・基準・方法などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図る。

(3) 監査役が子会社に関する報告を求めた場合に各子会社の管理責任者又は役職員から報告を行う体制、及び子会社の重大なコンプライアンス事案を含む重要な事案を監査役宛てに報告するなどの体制構築を促進する。

10.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことを禁止し、その旨を子会社にも周知徹底する。

11.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について支出した費用の償還等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

12.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内関係部局・会計監査人などとの意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部局はこれに協力する。

〈内部統制システムの運用状況〉

毎年、三菱商事グループにおける内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ必要な改善や子会社への改善支援を行っています。また、内部統制システムの運用状況については、取締役会にその内容を報告しています。

内部統制システムの運用状況の主な内容は以下のとおりです。

情報の管理・保存

（対応する基本方針：「1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」）

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃への対応については、システム上の対策に加え、社員への継続的な教育、主要な子会社を含めた事故対応体制の確認・整備を行うとともに、外部専門機関とも連携の上、最新情報を入手し、適切かつ効果的な対策を実施しています。

リスク管理

（対応する基本方針：「2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」）

職務遂行に伴うリスクについては、三菱商事グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続を定め、これに基づいた運用を行っています。

個別案件の取組においては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。また、案件の進捗や外部環境の変化に応じ、定期的にリスクとリターンの検証を行っています。

個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、連結ベースで全体的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

効率的な職務遂行

（対応する基本方針：「3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」）

社長は、三菱商事グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。あわせて、取締役による経営監督機能が十分かつ効率的に発揮されるよう、取締役室を設置し、職務執行に必要な情報及び支援を適切かつタイムリーに提供する体制を整えています。

また、経営計画の遂行状況について定期的にフォローアップを行い、達成度や外部環境などを考慮の上、計画の見直しを繰り返すサイクルとしています。
平成29年度は、前年度に策定した『中期経営戦略2018』にて打ち出した経営方針に基づく仕組みの導入状況、地政学的リスクに関する認識、三菱商事グループの目指す将来像について、「中期経営戦略2018 その先の成長イメージ」として取り纏め、各々の事業において、成長イメージの具体化に向けた取組を進めています。

コンプライアンス

(対応する基本方針：「4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(1))

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、三菱商事グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範等を制定し、周知徹底を図っています。
このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でのコンプライアンス責任者の設置、定期的なコンプライアンス委員会の開催による情報共有等、三菱商事グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を三菱商事グループで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。役職員行動規範については、毎年、三菱商事全役職員に対し、研修の受講及び遵守についての誓約の提出を求めています。また、三菱商事グループとして、コンプライアンスに関する役職員の意識向上のため、少人数でコンプライアンスについて自由に議論するコンプライアンス・ディスカッションの取組を継続的に行っています。
コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、地域ごとの内部通報制度に加え、独占禁止法・贈収賄規制違反を対象としたグローバルな内部通報制度を設けており、これらを通じ課題の把握と解決、情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報告者保護の徹底を図っています。
平成29年度は、内部通報制度の更なる品質向上と利用促進を図るため、内部通報担当者の教育（外部講師による社内及び国内子会社の担当者への講習会を開催）、利用者への制度の周知（不明な点の相談も可能とし、内部通報制度の利用方法や社内リニエンシー制度なども案内）、通報件数の公開等に取り組んでいます。

財務報告

(対応する基本方針：「4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(2))

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会で審議・確認された情報開示方針に沿って開示しています。
財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施等を行い、連結ベースで内部統制の有効性確保のための取組を進めています。

監査、モニタリング

（対応する基本方針：「4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(3)）

職務遂行をより客観的に点検・評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

平成29年度は、内部監査に関する社内規程を改定し、連結経営への対応、内部監査の国際基準への適合等を図りました。

連結経営における業務の適正確保

（対応する基本方針：「5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」）

子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。各管理担当部局の責任者は、各社の取締役に業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の把握に努めるとともに、内部統制システムの整備・運用状況、及び改善要否の確認等を行っています。

子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使等を通じ、法令・定款及び社内規則に従った業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

平成29年度は、営業グループ及び三菱商事グループ各社の自立的・自律的な事業運営の促進を図るため、社内の権限体系を改定するとともに、権限委譲を柔軟に推進できる枠組みを整備しました。

監査役

（対応する基本方針:「6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」～「12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」）

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。また、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担しています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としており、実際に運用がなされています。また、監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことはなく、その旨は子会社にも周知徹底しています。

監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する監査役会直属の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動等については、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。さらに、監査役会では社外の有識者を起用の上で定期的に対話機会を設け、そこで得られる情報・知見を監査活動に役立てています。

会計監査人に関する事項

1. 三菱商事の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 平成29年度に係る会計監査人の報酬等の額

（単位：百万円）

	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）	797
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額（注2）	24
三菱商事の平成29年度に係る会計監査人の報酬等の額　合計	821
三菱商事及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注3）	2,469

（百万円未満四捨五入）

（注1）公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に係る報酬等は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明、並びに国際会計基準に準拠して作成した英文財務諸表に係る監査証明に対する報酬等です。
（注2）公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等とは、三菱商事の研修、海外税務申告業務等に対する報酬です。
（注3）一部の子会社については、三菱商事の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

3. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任・不再任の決定方針

三菱商事では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛に提出する方針です。

新株予約権の状況

1. 平成29年度末日における新株予約権の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

〈取締役、監査役、執行役員及び理事が保有する新株予約権〉

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額）	権利行使期間
平成17年度	54個	普通株式 5,400株	無償	1円	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
平成18年度	28個	普通株式 2,800株	無償	1円	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
平成22年度	90個	普通株式 9,000株	無償	1円	平成22年8月 3日から 平成52年8月 2日まで
平成23年度	232個	普通株式 23,200株	無償	1円	平成23年8月 2日から 平成53年8月 1日まで
平成23年度分（平成24年6月4日発行）	94個	普通株式 9,400株	無償	1円	平成24年6月 5日から 平成53年8月 1日まで
平成24年度	860個	普通株式 86,000株	無償	1円	平成24年8月 7日から 平成54年8月 6日まで
平成25年度	963個	普通株式 96,300株	無償	1円	平成25年8月13日から 平成55年8月12日まで
平成25年度分（平成26年6月2日発行）	99個	普通株式 9,900株	無償	1円	平成26年6月 3日から 平成55年8月12日まで
平成26年度	1,584個	普通株式 158,400株	無償	1円	平成26年6月 3日から 平成56年6月 2日まで
平成26年度分（平成27年6月1日発行）	96個	普通株式 9,600株	無償	1円	平成27年6月 2日から 平成56年6月 2日まで
平成27年度	2,053個	普通株式 205,300株	無償	1円	平成27年6月 2日から 平成57年6月 1日まで
平成27年度分（平成28年6月6日発行）	627個	普通株式 62,700株	無償	1円	平成28年6月 7日から 平成57年6月 1日まで
平成28年度	4,625個	普通株式 462,500株	無償	1円	平成28年6月 7日から 平成58年6月 6日まで
平成28年度分（平成29年6月5日発行）	820個	普通株式 82,000株	無償	1円	平成29年6月 6日から 平成58年6月 6日まで
平成29年度	5,377個	普通株式 537,700株	無償	1円	平成29年6月 6日から 平成59年6月 5日まで

〈区分別の内訳〉

発行年度	取締役（社外取締役を除く）		監査役		執行役員		理　事	
	個　数	保有者数	個　数	保有者数	個　数	保有者数	個　数	保有者数
平成17年度	54個	1名	—	—	—	—	—	—
平成18年度	28個	1名	—	—	—	—	—	—
平成22年度	—	—	—	—	90個	1名	—	—
平成23年度	44個	1名	94個	1名	94個	1名	—	—
平成23年度分 （平成24年6月4日発行）	—	—	—	—	94個	1名	—	—
平成24年度	201個	1名	283個	1名	376個	4名	—	—
平成25年度	208個	2名	205個	1名	530個	6名	20個	1名
平成25年度分 （平成26年6月2日発行）	—	—	—	—	99個	1名	—	—
平成26年度	141個	1名	20個	1名	1,303個	13名	120個	6名
平成26年度分 （平成27年6月1日発行）	—	—	—	—	96個	1名	—	—
平成27年度	359個	2名	8個	1名	1,280個	17名	406個	14名
平成27年度分 （平成28年6月6日発行）	—	—	—	—	627個	3名	—	—
平成28年度	748個	3名	—	—	2,811個	26名	1,066個	26名
平成28年度分 （平成29年6月5日発行）	619個	2名	—	—	—	—	201個	3名
平成29年度	1,070個	6名	—	—	3,015個	31名	1,292個	34名

（注）1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
2. 監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役、執行役員又は理事在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。
3. 平成29年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分を含む）は3,600,800株です。

2. 平成29年度中に交付した新株予約権の状況

〈株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権〉

発行決議の日	平成29年5月19日	平成29年5月19日
新株予約権の数	2,385個	5,506個
交付された者の人数及び交付個数	当社執行役員(注) 5名 1,984個 当社理事(注) 5名 401個	当社取締役 4名 812個 当社執行役員 34名 3,402個 当社理事 34名 1,292個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 238,500株	普通株式 550,600株
発行価額	無償	
権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額）	1円	
権利行使期間	平成29年6月6日から 平成58年6月6日まで	平成29年6月6日から 平成59年6月5日まで
その他の新株予約権の行使の条件	a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、平成30年6月7日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の、いずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、平成31年6月6日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の、いずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
	b. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。	
	c. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	

(注) 平成28年度中の退任者を含めています。

■連結計算書類

セグメント情報（ご参考）〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

	地球環境・インフラ事業	新産業金融事業	エネルギー事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
平成28年度											
売上総利益	38,013	60,195	37,663	414,766	182,061	112,976	473,224	1,318,898	7,850	1,890	1,328,638
持分法による投資損益	23,229	13,733	25,278	2,690	5,252	12,059	34,851	117,092	1,191	△833	117,450
当社の所有者に帰属する当期純利益（純損失）	23,420	35,531	55,477	147,901	29,437	26,732	121,344	439,842	△1,233	1,684	440,293
資産合計	1,005,671	841,567	2,118,028	3,704,234	1,739,554	943,884	4,343,006	14,695,944	2,631,382	△1,573,769	15,753,557
平成29年度											
売上総利益	38,140	49,949	55,711	452,804	195,593	116,154	971,796	1,880,147	7,081	△588	1,886,640
持分法による投資損益	37,345	28,250	44,076	33,521	28,768	16,170	23,644	211,774	1,166	△1,508	211,432
当社の所有者に帰属する当期純利益（純損失）	44,594	44,185	20,273	261,028	85,176	30,585	74,742	560,583	△1,100	690	560,173
資産合計	1,045,645	814,767	2,074,072	3,777,340	1,921,082	993,650	4,599,842	15,226,398	2,460,406	△1,649,815	16,036,989

（百万円未満四捨五入）

（注）1.「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。資産合計のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。

2.「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

科　　目	平成28年度 （平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）	平成29年度 （平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	480,074	610,416
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	201,117	254,038
有価証券損益	△83,288	△4,365
固定資産損益	88,762	39,244
金融収益・費用合計	△82,852	△126,901
持分法による投資損益	△117,450	△211,432
法人所得税	121,366	202,306
売上債権の増減	△226,319	△366,807
たな卸資産の増減	△115,595	△60,265
仕入債務の増減	194,692	224,839
その他－純額	△55,342	49,121
配当金の受取額	218,960	305,010
利息の受取額	85,010	89,258
利息の支払額	△64,797	△65,212
法人所得税の支払額	△61,334	△196,768
営業活動によるキャッシュ・フロー	583,004	742,482

（百万円未満四捨五入）

（単位：百万円）

科　　目	平成28年度 （平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）	平成29年度 （平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△160,055	△277,456
有形固定資産等の売却による収入	26,924	178,882
投資不動産の取得による支出	△8,696	△7,624
投資不動産の売却による収入	26,893	9,252
持分法で会計処理される投資の取得による支出	△139,747	△359,511
持分法で会計処理される投資の売却による収入	98,475	77,627
事業の取得による支出（取得時の現金受入額控除後）	△74,694	△32,264
事業の売却による収入（売却時の現金保有額控除後）	1,365	25,201
その他の投資の取得による支出	△117,283	△46,090
その他の投資の売却等による収入	135,994	127,883
貸付の実行による支出	△43,331	△73,017
貸付金の回収による収入	100,307	49,137
定期預金の増減－純額	△25,737	10,397
投資活動によるキャッシュ・フロー	△179,585	△317,583
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の増減－純額	△111,480	53,562
長期借入債務等による調達－社債発行費用控除後	671,204	300,556
長期借入債務等の返済	△1,190,052	△770,267
当社による配当金の支払	△87,170	△153,806
子会社による非支配株主への配当金の支払	△19,722	△39,834
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払	△31,469	△13,545
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取	16,535	69,021
自己株式の増減－純額	△8	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	△752,162	△554,328
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	△6,703	△10,624
現金及び現金同等物の純増減額	△355,446	△140,053
現金及び現金同等物の期首残高	1,500,960	1,145,514
現金及び現金同等物の期末残高	1,145,514	1,005,461

（百万円未満四捨五入）

注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な会計方針等に関する注記（平成29年度）

1. 連結計算書類の作成の基礎

（1）連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

（2）新たに適用している主な基準書及び解釈指針

当連結会計年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（改訂）	財務活動から生じる負債の変動に関する開示の新設

上記を含め新たな基準書及び解釈指針の適用による当連結会計年度の連結計算書類への重要な影響はありません。

（3）重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

当連結会計年度の連結計算書類における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更は、以下のとおりです。

（固定資産減損損失）

当社及び連結子会社（以下「連結会社」）は、事業環境の変化に伴い、80,173百万円の「固定資産減損損失」を計上しています。減損損失の認識及び測定に当たって、回収可能価額は使用価値又は売却費用控除後の公正価値を用いて測定しており、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を割引率として使用しています。なお、減損損失にはエネルギー事業セグメントにおける連結子会社であるMCX Exploration（USA），LLCが保有する有形固定資産（米国メキシコ湾における探鉱・開発・生産事業に関連する資産）の減損損失32,021百万円が含まれています。なお、当連結会計年度に当該資産の売却は完了しています。

（引当金）

北海油田事業の廃坑作業を行っているエネルギー事業セグメントの連結子会社は、廃坑計画の見直しに伴い将来の廃坑費及び税還付について見積りの変更を行っており、当該変更の影響額を、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に△11,621百万円計上し、資産除去債務として連結財政状態計算書の「引当金（流動及び非流動）」に25,624百万円（増加）及び税還付の資産として「その他の非流動資産」に14,003百万円（増加）それぞれ計上しています。
また、同見直しに伴い、過年度の損失に対する繰延税金資産15,590百万円を取り崩しています。

当連結会計年度において、金属セグメントの資源関連子会社における資産の原状回復に関して、事業環境の変化に伴う原状回復に係る計画の前提となる期間の見直し等により、資産除去債務が31,335百万円減少した一方、足元の環境規制等の動向を踏まえた原状回復費用の見積りの変更により同債務が22,095百万円増加しています。

（金融商品の公正価値）

「金融商品に関する注記」をご参照下さい。

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲

（単位：社）

	平成28年度末	平成29年度末	増減
連結子会社	834	848	14
持分法適用会社	440	445	5
合計	1,274	1,293	19

企業の議決権の過半数を所有しているが支配していないと判断している企業

MI Berau B.V.（MI Berau社）
連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社（オランダ企業）の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社（以下「インペックス社」）が株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されています。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はMI Berau社に対して持分法を適用しています。

Sulawesi LNG Development Ltd.（Sulawesi LNG Development社）
連結会社は、Donggi Senoro LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に出資しているSulawesi LNG Development社（イギリス企業）の株式を75%保有しており、韓国ガス公社が株式を25%保有しています。韓国ガス公社との株主間協定書において、Sulawesi LNG Development社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、韓国ガス公社の同意を必要とする旨が規定されています。株主間協定書にて付与された権利により、韓国ガス公社はSulawesi LNG Development社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はSulawesi LNG Development社に対して持分法を適用しています。

3. 主な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

連結子会社	［除外］	MC ENGINE LEASING LTD HERNIC FERROCHROME(PTY)LTD.
持分法適用会社	［新規］	三菱自動車工業株式会社

（注）連結会社は、平成30年3月20日に終了した公開買付けにより、三菱自動車工業株式会社の株式を追加取得し、三菱自動車工業株式会社を持分法適用会社としました。

4. 主要な連結子会社及び持分法適用会社

連結子会社	北米三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD 株式会社メタルワン 三菱食品株式会社 株式会社ローソン
持分法適用会社	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) PTY. LTD. 三菱自動車工業株式会社

5. 重要な会計方針

（1）連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。したがって、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

当連結計算書類には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。
連結会社間の内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。
支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。
子会社に対する支配を喪失した場合、(1) 受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2) 子会社の資産（のれんを含む）及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS第9号「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

② 企業結合

企業結合（事業の取得）は「取得法」で会計処理をしています。支配取得時に引き渡した対価は、連結会社が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び連結会社が発行した資本性金融商品の取得日（すなわち連結会社の支配獲得日）の公正価値の合計で測定しています。取得関連費用は発生時において純損益に認識しています。
取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。
・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債（又は資産）は、それぞれIAS第12号「法人

所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しています。
- IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
- 被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。

取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパーチェス益として直ちに純損益に認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明していた場合には、取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③ 関連会社及びジョイント・ベンチャー（共同支配企業）

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

ジョイント・ベンチャー（共同支配企業）とは、ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め）のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関して、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。

持分法の下では、当初、投資額は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社のその他の包括利益に計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額（実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます）を超過するまで、当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。内部取引に係る利益は、事業の譲渡を除いて、関連会社

及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。
連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価が超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。
関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失し、持分法の適用を中止する場合には、残存する投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第９号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存する投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④ ジョイント・オペレーション（共同支配事業）
ジョイント・オペレーション（共同支配事業）とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が、契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤ 投資企業
投資企業とは、投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得て、資本増価や投資収益又はその両方からのリターンのためだけに投資者から調達した資金を投資し、その投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行うなどの要件を充足するものをいいます。
投資企業は、当該投資企業の子会社に対する持分も含め、原則として全ての投資をIFRS第９号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定します。
ただし、連結会社の子会社が投資企業に該当する場合、連結会社による当該投資企業の連結に当たっては、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を、通常の連結処理に組替えています。
一方、連結会社の関連会社又は共同支配企業が投資企業に該当する場合には、連結会社による持分法の適用に当たって、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持しています。

⑥ 報告日
当連結計算書類の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについては、12月31日又は12月31日の翌日から当社の決算日である３月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いています。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象については、当連結計算書類に反映しています。

(2) 外貨換算
財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替えを行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替えを行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替えを行っていません。貨幣性項目の換算替えにより生じる差額は、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しています。

海外子会社や関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、税効果考慮後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に認識されます。
在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組み替えます。
在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替えを行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

連結会社は、金融商品に係る会計処理について、平成27年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」(平成25年11月改訂)を早期適用しており、連結会社は平成27年1月1日以降に指定したヘッジ関係については、全てIFRS第9号「金融商品」(平成25年11月改訂)の要求事項に基づき処理しています。

① 非デリバティブ金融資産
連結会社は、営業債権及びその他の債権を、発生日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。
連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 償却原価で測定される金融資産
金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。
・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している
実効金利は、当該金融資産の予想残存期間(場合によっては、それより短い期間)を通じての、将来の現金受取額の見積額(手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む)を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は、純損益に認識しています。

③ 償却原価で測定される金融資産の減損
連結会社は、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。契約条件に従って全額を回収できない可能性が高いと判断される資産については、個別に減損の有無を評価しています。減損の認識及び測定に当たっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価しています。個別に減損する必要がない資産については、発生しているが識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しています。全体として減損の有無の評価を行う際には、貸倒実績率及び将来倒産確率等により、回収不能見込み額を算定しています。減損損失を認識する場合は、当該資産の帳簿価額を直接、又は貸倒引当金を通じて減額しています。

④ 公正価値で測定される金融資産
償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています(FVTPL)。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識 (FVTOCI) する金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合とは、以下の場合を指します。
・主として短期間に売却を行う目的で取得したか又は発生した
・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である
・デリバティブである (金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く)
FVTOCIの金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

⑤ 金融資産の認識の中止
連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥ 現金及び現金同等物
現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、主に定期預金です。

⑦ 非デリバティブ金融負債
連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。
連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。
金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間 (場合によっては、それより短い期間) を通じての、将来の現金支払額の見積額 (手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む) を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものはありません。

⑧ 資本
・普通株式
当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用 (税効果考慮後) は「資本剰余金」から控除しています。

・自己株式
自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。

⑨ ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクを相殺する効果を有する取引の活用によってリスクを低減することができない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブや外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時、四半期時及びヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時に、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高い相殺効果があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。なお、信用リスクがヘッジ関係に与える影響が僅少であることを確認しています。

・公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の損益－純額」として計上しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を相殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債として認識される場合には、「その他の資本の構成要素」として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えています。非有効部分は、直ちに純損益に認識しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務など

のデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額等の有効部分は、「その他の資本の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

・ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引
連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況を確認するために定期的にポジションを監視しています。
ヘッジ指定されていない又はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩ 金融保証契約
連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。
・IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定された契約上の債務金額
・当初認識額から、該当があれば、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した金額

⑪ 金融資産と金融負債の相殺
連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産
たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除した後の金額を示しています。
また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産
生物資産は、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれています。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替えています。

(6) 有形固定資産
① 認識及び測定
有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。
取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コス

トが含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却
土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しています。
各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。
建物及び構築物　2年から60年
機械及び装置　2年から45年
航空機及び船舶　2年から25年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は、鉱物資源関連資産に区分しています。鉱物資源関連資産の減価償却は、主として確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。
ファイナンス・リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しています。この減価償却方法を採用した理由は、当該資産によって生み出される将来の経済的便益の費消パターンに最も近似していると考えられるためです。
減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止
有形固定資産は、処分時、若しくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に、認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産
投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産（販売用不動産）や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産（有形固定資産）は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として1年から60年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には、認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん
① 研究開発費
新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しています。
開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を

得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産
連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

③ のれん
当初認識
子会社の取得により生じたのれんは、連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1) 連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定
のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。
のれんは、関連する資金生成単位の中の事業を処分する場合に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却
のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。
各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。
ソフトウエア　2年から15年
顧客関係　　4年から28年
営業権　　9年から23年
商標権　　3年から36年
償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース
契約上、資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。
① 貸手としてのリース
ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を「営業債権及びその他の債権」として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース
ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として

会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース料支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

- 探査権の取得
- 地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集
- 探査向けの掘削、トレンチ作業、標本採取
- 鉱物資源の採掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は、有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は、鉱物の採掘活動の技術的可能性及び経済的実行可能性が確認されるまで発生時に費用認識しています。技術的可能性及び経済的実行可能性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。

生産期に発生した剥土費用は、発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。

資産計上した採掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がないと判断した場合には、処分コスト控除後の公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から１年以内に満たす予定でなければなりません。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産（適格資産）の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入コストは、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。

その他のすべての借入コストは、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損

① 減損の判定

たな卸資産や繰延税金資産等を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年１回又は減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。

減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。なお、減損損失の戻入額は、過去の期間において減損損失を認識しなかった場合の減損損失戻入時点における帳簿価額を上限としています。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、毎期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度
確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。
引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

・資産除去債務
連結会社は、資産除去債務を毎期レビューし、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を「有形固定資産」及び「投資不動産」の一部として認識し、その資産の経済的耐用年数にわたって減価償却しています。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、「金融費用」に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税効果考慮前の割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しています。

(18) 収益

連結会社は、取引単位ごとに収益を認識しています。取引の単位は原則として契約の単位とし、一つの契約の中に実質的に異なる複数の取引要素を含む場合には、識別可能な個々の取引要素を取引の単位としています。また、複数の契約であっても、各々の契約が相互に密接に関連し、全体として一つの取引要素を構成しているような場合には、複数の契約を一つの取引単位としています。収益の額は、受領又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財など、多岐にわたる製品の製造や資源開発を行っています。また、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。
製品及び商品の販売に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に認識しています。
・物品の所有に重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと
・物品の所有と通常みなされる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していないこと
・収益の金額を信頼性をもって測定できること
・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
・取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること
製品及び商品の販売に係る収益について、値引及び割戻等がある場合には、収益から控除しています。
役務の提供に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に、連結会計年度末における進捗度に応じて認識して

います。
・収益の金額を信頼をもって測定できること
・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
・期末日において取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
・取引に関連して発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性をもって測定できること
役務の提供に係る収益について、取引の成果を信頼性をもって見積れない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しています。

(a) 取引の種類ごとの収益の認識
① 製品及び商品の販売
連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっています。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しています。これら商取引における商品の受渡は、顧客と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと考えられます。これは一般的には、顧客に商品が届けられ、顧客の受入が完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

② 工事契約
連結会社は、製造業の一部として、長期建設契約を締結しています。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に見積ることができ、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には、工事進行基準を適用しています。
そうでない場合には、工事原価のうち回収可能と認められる範囲内で工事収益を認識しています。
発生した原価に利益を加えた金額がその時点の請求額を上回る場合には、当該超過額は「営業債権及びその他の債権」として計上し、下回る場合には「営業債務及びその他の債務」として計上しています。作業の完了前に受領した金額は「前受金」として計上しています。

③ 役務提供その他のサービス提供
連結会社は、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っています。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれています。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しています。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務がその契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しています。リース事業に係る収益認識については、上記「(9) リース」に記載しています。

(b) 代理人取引
連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しています。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ています。売買取引に係る差損益及び手数料は、収益認識要件を充足した時点で認識されます。

(c) 収益の総額表示と純額表示
連結会社は、製品及び商品の販売において、契約の主たる義務者として、顧客から発注を受ける前の一般的な在庫リスク等を負担して販売を実施した場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。また、役務の提供にお

いて、契約の主たる義務者として取引の重要なリスクを負っている場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。
製品及び商品の販売、役務の提供とともに、代理人として取引を行った場合には、収益を純額で連結損益計算書上に計上しています。

(19) サービス・コンセッション

公的機関(国や地方公共団体)が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。
サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。
サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価(最低報酬金額を含む)が事前に確定している場合には、連結会社は、公共施設(インフラストラクチャー)の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産についてIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。
繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。
子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。
繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。
繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。
連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチなどの算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

・レベル1
測定日における連結会社がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における相場価格（無調整）。

・レベル2
レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプット。例えば、活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債に関する相場価格、資産又は負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

・レベル3
資産又は負債に関する観察可能ではないインプット。なお、連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

営業債権及びその他の債権（流動及び非流動）	113,638百万円
その他の投資等（流動及び非流動）	468,447百万円
有形固定資産（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）	105,818百万円
投資不動産（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）	45,154百万円
その他	13,946百万円
合計	747,003百万円

(2) 担保に係る見合債務ごとの金額

短期借入金	26,034百万円
長期借入債務	188,003百万円
取引保証等	532,966百万円
合計	747,003百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,673,477百万円

3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 24,728百万円

4. 無形資産の償却累計額及び減損損失累計額 171,636百万円

5. 保証債務

金融保証	570,150百万円
取引履行保証	168,786百万円
合計	738,936百万円

これらは顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的として、信用状や取引履行保証等の形態により信用保証を行っているものです。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当年度の末日における発行済株式数　　普通株式　1,590,076,851株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	79,276百万円	50円	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	74,530百万円	47円	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 当年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年6月22日開催の定時株主総会に次のとおり付議する予定です。

配当金の総額	99,916,047,189円
普通株式1株当たり配当額	63円
効力発生日	平成30年6月25日
配当原資	利益剰余金

なお、基準日は平成30年3月31日です。

3. 当年度の末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式　3,600,800株（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っています。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐にわたっています。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しています。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しています。

また、デリバティブ取引については、市場リスク管理方針に則って様々なデリバティブ契約を締結し、特定リスクの軽減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

金融商品の公正価値の算定にあたり使用した前提条件や算定方法は以下のとおりです。

短期運用資産及びその他の投資に含まれる市場性のある投資の公正価値は、活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。市場性のない投資は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり純資産価値や第三者による鑑定評価等により評価しています。

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッシュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプット及び先渡契約に基づく観察不能なインプットを使用し、マーケット・アプローチにより評価しています。また、デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、「その他の金融資産」、「その他の流動資産」、「その他の金融負債」又は「その他の流動負債」に計上しています。

平成29年度末における金融商品の帳簿価額、及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成29年度末	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
短期運用資産及びその他の投資	2,212,561	2,212,494
営業債権及びその他の債権	3,659,413	3,681,237
デリバティブ資産	193,653	193,653
金融負債		
営業債務及びその他の債務	2,792,704	2,791,208
社債及び借入金	4,954,395	4,967,983
デリバティブ負債	104,923	104,923

（百万円未満四捨五入）

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

連結会社は、東京都及びその他地域において、賃貸用のオフィスビルや商業施設等を保有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

平成29年度末における帳簿価額及び公正価値は、それぞれ72,192百万円及び83,486百万円です。

帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

また、公正価値は、所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。当該評価は、各物件の予想される賃料や割引率等のインプット情報に基づき主にインカム・アプローチにより算定されています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり当社所有者帰属持分	3,362.34円
基本的1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）	353.27円
希薄化後1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）	352.44円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類

注記

重要な会計方針等に関する注記（平成29年度）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

3. デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウエアについては、その利用可能期間（15年以内）に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

8. 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

9. 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

10. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末の支給見積額を計上しています。

なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は平成19年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

11. 債務保証損失引当金の計上方法

子会社等に対する債務保証等の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

12. 特別修繕引当金の計上方法

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

13. 環境対策引当金の計上方法

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

14. 賃借契約引当金の計上方法

施設の賃借契約について自社利用・転売等の活用が見込めなくなったことに伴い、解約不能期間に発生する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

15. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

16. 法人税等

連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る主な債務に関する事項

(1) 担保に供している資産

短期貸付金	3百万円
有価証券	40百万円
投資有価証券	7,440百万円
関係会社株式	67,600百万円
関係会社出資金	2,448百万円
建物及び構築物	7,459百万円
土地	6,695百万円
長期貸付金	46百万円
その他 (注)	18,320百万円
合計	110,054百万円

(注) 主に敷金及び営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金

(2) 担保に係る主な債務

預り金	282百万円
その他	11,044百万円
合計	11,326百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 82,765百万円

3. 保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

関係会社 PE WHEATSTONE PTY LTD	164,286百万円
関係会社 PETRO-DIAMOND SINGAPORE (PTE) LTD.	143,190百万円
関係会社 三菱商事RtMジャパン株式会社	137,077百万円
関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY LTD	132,237百万円
関係会社 TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	121,727百万円
関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	115,387百万円
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	106,612百万円
関係会社 CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES LTD	93,805百万円
関係会社 PT. DIPO STAR FINANCE	84,047百万円
その他 (178社)	1,260,920百万円
合計	2,359,293百万円

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。
なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社のコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として債務の支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを同社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。
ただし、当年度末において、純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。
また、LNGプロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、共同操業協定上の資金拠出義務、天然ガス液化設備使用代金の支払いに関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は647,681百万円です。当該保証額に含まれる主なプロジェクトは北米及び豪州におけるものです。

4. 受取手形割引高　43,863百万円

5. 関係会社に対する金銭債権　短期金銭債権　701,133百万円
長期金銭債権　343,563百万円

関係会社に対する金銭債務　短期金銭債務　345,919百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,616,429百万円
仕入高	1,188,940百万円
営業取引以外の取引高	438,374百万円

関係会社との取引高には、三菱自動車工業株式会社との年間取引高が含まれています。

2. 関係会社等貸倒引当金戻入益

関係会社等貸倒引当金戻入益には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の戻入額（繰入額控除後）が含まれています。

株主資本等変動計算書に関する注記

当年度の末日における自己株式数　普通株式　4,107,848株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
引当金（貸倒引当金及び債務保証損失引当金）	19,208百万円
未払費用	12,736百万円
投資有価証券評価損	212,826百万円
繰延ヘッジ損益	13,880百万円
繰越欠損金	17,841百万円
その他	32,780百万円
小計	309,273百万円
評価性引当額	△148,055百万円
繰延税金資産合計	161,218百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△166,710百万円
投資有価証券評価益	△9,413百万円
その他	△13,825百万円
繰延税金負債合計	△189,950百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△28,732百万円
流動資産	24,538百万円
固定負債	△53,270百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
税務上の損金不算入額	0.5%
受取配当金	△34.7%
外国税額	1.5%
特定外国子会社等合算所得	0.8%
評価性引当額	△1.0%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.7%

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	MC FINANCE & CONSULTING ASIA PTE. LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付（注1、2） 利息の受取（注1）	157,781 2,800	短期貸付金 長期貸付金 その他（流動資産）	44,946 82,959 249
子会社	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付（注1、2） 利息の受取（注1）	37,853 582	短期貸付金 その他（流動資産）	184,857 92
			債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	106,612 208	—	—
子会社	米国三菱商事会社	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付（注1、2） 利息の受取（注1）	110,518 1,627	短期貸付金 その他（流動資産）	169,984 110
子会社	MAI株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付（注1、2） 利息の受取（注1）	2,979 16	長期貸付金 その他（流動資産）	120,853 16
子会社	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入（注1、2） 利息の支払（注1）	72,544 27	短期借入金 その他（流動負債）	86,862 7
子会社	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入（注1、2） 利息の支払（注1）	9,843 232	短期借入金 その他（流動負債）	106,158 115
			債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	115,387 280	—	—
子会社	PETRO-DIAMOND SINGAPORE (PTE) LTD.	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	143,190 5	—	—
子会社	三菱商事RtMジャパン株式会社	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	137,077 30	—	—
関連会社	PE WHEATSTONE PTY LTD	所有 間接 39.66%	債務の保証	債務保証（注3、4） 保証料の受入（注3）	164,286 1,302	—	—
子会社	MC FINANCE AUSTRALIA PTY LTD	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証（注5）	132,237	—	—
子会社	TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	所有 直接 43.50% 間接 50%	債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	121,727 84	—	—
子会社	PT. DIPO STAR FINANCE	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	84,047 814	—	—
子会社	CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES LTD	所有 間接 100%	債務の保証	債務保証（注3） 保証料の受入（注3）	93,805 436	—	—

取引条件やその決定方針等

（注1）資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

（注2）資金の貸付及び借入の取引金額は、期中平均残高としています。

（注3）同社の銀行借入等に対し、保証を行っており、市場の実勢金利などを踏まえた保証料を受領しています。

（注4）貸借対照表に関する注記「3. 保証債務」に記載している豪州におけるLNGプロジェクトに関連して、関連会社について履行保証を連帯保証形式で差し入れています。

（注5）同社の銀行借入の返済原資となる資産は、そのほとんどが当社の関係会社向け貸付であり、同貸付に対しては別途当社から保証を差し入れ、保証料を受領していることから、同社の銀行借入に対する保証については保証料を受領していません。

（注6）上記以外に、貸借対照表に関する注記「3. 保証債務」に記載している北米におけるLNGプロジェクトに関連して、子会社について履行保証を差し入れています。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,690.20円
１株当たり当期純利益	229.64円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	229.10円

期末日満期手形に関する注記

当年度末日満期手形は、手形交換日をもって処理しています。なお、当年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当年度末残高に含まれています。

受取手形	3,709百万円
支払手形	1,239百万円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。